

《放送大学印刷教材》

『看護管理と医療安全（’24）』

追 補

(第1刷)

1. 【追補の趣旨】

専門看護師の分野に2022年11月から新たな分野が1つ追加された。

【追補の内容】

第6章 看護師のキャリア開発と人材活用 3. 我が国の看護師のキャリア開発—資格認定制度— (3) 専門看護師制度 p.98～99

表6-4 専門看護師の分野に「放射線看護」を補足し、14分野とする。p.99  
下線部分を補足修正。

表6-4 専門看護師の分野（14分野）

---

・がん看護 ・慢性疾患看護 ・母性看護 ・小児看護, ・老年看護  
・精神看護 ・家族支援看護 ・感染症看護 ・地域看護, ・急性・重傷者看護  
・在宅看護 ・遺伝看護 ・災害看護 ・放射線看護

---

日本看護協会ホームページ 専門看護師 | 看護職の皆さまへ | 公益社団法人日本看護協会 <https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cns/index.html>

検索日：2026年3月17日

## 2. 【追補の趣旨】

2025年5月労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備時間を確保することとし、その準備時間として公布後3年以内に政令で定める日とされた。

### 【追補の内容】

第6章 看護師のキャリア開発と人材活用 5. 看護職者の人材確保と就業を支える仕組み (4) 看護職者の就業継続を支えるための労働法規 (b) 働く看護職者の安全と健康の確保（労働安全衛生法）(5) 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック） p.115

下線部分を補足修正。

事業者は、労働者に対し、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない（第66条の10）。これまで当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても、実施を義務とすることとなった。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備時間を確保することとした。

厚生労働省ホームページ 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001497667.pdf>

検索日：2026年3月17日